

次のとおり、一般競争入札を実施する。

令和元年 6月27日

砂川市長 善 岡 雅 文

1 入札に付する事項

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 業務等の名称 | 砂川市庁舎機能移転等支援業務委託 |
| (2) 業務等の期間 | 令和元年7月11日から令和3年5月31日まで |
| (3) 業務等の概要 | 別途閲覧に供する仕様書による。 |
| (4) 業務等の番号 | 第177号 |

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は、単体企業であつて、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 砂川市における競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 入札参加申請書の提出期限日（提出期間最終日）から入札執行日までの間において、国又は地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。また、砂川市公共事業等に係る暴力団排除措置要綱の規程により、競争入札等から除外措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 入札参加申請書の提出期限日（提出期間最終日）からさかのぼり6ヶ月以前から入札執行日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実、又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 入札執行日までにおいて、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であつて更生計画の許可が決定し又は再生計画の許可が確定した者を除く。）でないこと。
- (6) 北海道内に本店又は支店若しくは営業所等を有し、かつ同所で本業務を遂行し、連絡、調整、打合せ等に際し迅速に対応できる体制を有すること。
- (7) 平成26年度以降、本業務と同程度の北海道内の地方公共団体が発注した「オフィス環境整備支援業務」等の履行実績が複数件あること。なお、同程度の履行実績とは、新庁舎建設又は庁舎機能移転に係る「庁舎の現状調査」「レイアウト計画・設計」「什器整備計画・設計」「サイン計画・設計」「ネットワーク環境及び情報基盤移転計画・監理」「移転実施計画・監理」のすべての業務について、元請として業務を完了し、引渡し済みであるものとする。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、競争入札心得第4条第2項に該当するものではない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- (a) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - (b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。
- (a) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合
 - (b) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 上記 a 又は b と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札の参加申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、指定する一般競争入札参加資格審査申請書（別添1）を市ホームページよりダウンロードし提出しなければならない。

(2) 提出期間

令和元年6月27日（木）から令和元年7月4日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前8時30分から午後5時まで。

(3) 提出場所

砂川市西6条北3丁目
砂川市役所総務部総務課契約管財係
電話番号：0125-54-2121 内線 312

(4) 提出方法

持参することとし、郵送又はファクシミリ、電子メールによるものは受け付けない。

(5) その他

- ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出された資料は、返却しない。
- ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

4 入札参加資格の審査

この入札は、政令第167条の5の2の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和元年7月9日（火）までに書面により通知する。

5 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和元年7月5日（金）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで。

(2) 提出先

砂川市役所総務部庁舎建設推進課
電話番号：0125-54-2121 内線 367
電子メール：c-kensetsu@city.sunagawa.lg.jp

(3) 提出方法

質問事項は、別記様式7を電子メールにて提出すること。なお、必ず電話連絡の上、着信を確認すること。

(4) 回答方法

質疑に対する回答は、質問者及び入札参加申請者すべてに対し、令和元年7月9日（火）までに電子メールにより回答する。

6 入札場所及び日時

- (1) 場 所 砂川市役所 3階 大会議室
(2) 日 時 令和元年 7月10日 午前10時00分

7 入札保証金 免除する。

8 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札参加者は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載する金額は当該10%に相当する額を除いた金額とすること。

9 消費税課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の免税事業者である場合は消費税等免税事業者申出書を提出すること。

10 仕様書等の閲覧

- (1) 公 示 砂川市ホームページ及び砂川市役所 中2階 情報公開コーナー
令和元年6月27日（木）から令和元年7月9日（火）まで。（情報公開コーナーについては土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで。）

11 そ の 他

- (1) 前 金 払 契約金額が500万円以上の業務については、請求により契約金額の3割に相当する額以内を前金払する。ただし、消費税率については請求日における税率により計算するものとする。
- (2) 部 分 払 出来形部分の代価に相応する請負代金相当額（各会計年度における請負代金の支払限度額がある場合は、当該会計年度の出来形部分等予定額。）の9割以内の額を部分払いする。ただし、この請求は2回を超えることができない。
- (3) 中間前金払 中間前金払はしない。
- (4) 契約保証金 免除する。
- (5) 最低制限価格 設定しない。
- (6) そ の 他
ア 入札の執行回数は、3回までとする。
イ 初度の入札時に予定価格を超える入札については、無効の扱いとしないが、2回目以降の入札時に前回の最低価格を超える入札については無効となるので注意すること。
ウ 競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

12 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者であること等の理由により、砂川警察署からの排除要請があった者とは契約を行わない。

13 問い合わせ先

〒073-0195 北海道砂川市西6条北3丁目1番1号
砂川市役所総務部総務課契約管財係
電 話：0125-54-2121 内線 312 F A X：0125-54-2568

入 札 の公告別記

入札の公告「2 入札に参加する者に必要な資格」の説明

2の(8)の 関係

人的関係の対象となる取締役とは、次のア、イ又はウに該当するものである。

ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

イ 取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社（以下「委員会設置会社」をいう。）の取締役を除く。）

ウ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役